

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	三菱自動車工業株式会社			コード	7211
提出日	2025/5/21	異動（予定）日	2025/6/19		
独立役員届出書の提出理由	2025年6月19日定時株主総会で社外役員の選任議案が付議されるため。				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	平工 奉文	社外取締役	○													○		有
2	宮永 俊一	社外取締役																
3	幸田 真音	社外取締役	○													○		有
4	佐々江 賢一郎	社外取締役	○										△					有
5	坂本 秀行	社外取締役																
6	中村 嘉彦	社外取締役	○													○		有
7	田川 丈二	社外取締役																
8	垣内 威彦	社外取締役																
9	三毛 兼承	社外取締役																
10	大串 淳子	社外取締役	○													○		有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		平工奉文氏は、当社との間で親子・兄弟会社関係、取引関係、親族関係等独立性を判断する主要な要素のいずれにおいても、独立性を損なうような事情はなく、同氏は当社経営陣から著しいコントロールを受けたり、反対に当社経営陣に著しいコントロールを及ぼしうる方ではありません。したがって、当社としては、同氏は当社経営陣に対して独立性を有しており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定致しました。
2		
3		幸田真音氏は、当社との間で親子・兄弟会社関係、取引関係、親族関係等独立性を判断する主要な要素のいずれにおいても、独立性を損なうような事情はなく、同氏は当社経営陣から著しいコントロールを受けたり、反対に当社経営陣に著しいコントロールを及ぼしうる方ではありません。したがって、当社としては、同氏は当社経営陣に対して独立性を有しており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定致しました。
4	佐々江賢一郎氏は、2019年5月まで当社とアドバイザー契約を締結しておりましたが、同契約に基づく報酬金額は、当社の独立性判断基準が定める金額を下回っており、同氏の独立性に影響を及ぼすものではないと判断しています。	佐々江賢一郎氏は、当社との間で親子・兄弟会社関係、取引関係、親族関係等独立性を判断する主要な要素のいずれにおいても、独立性を損なうような事情はなく、同氏は当社経営陣から著しいコントロールを受けたり、反対に当社経営陣に著しいコントロールを及ぼしうる方ではありません。したがって、当社としては、同氏は当社経営陣に対して独立性を有しており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定致しました。
5		
6		中村嘉彦氏は、当社との間で親子・兄弟会社関係、取引関係、親族関係等独立性を判断する主要な要素のいずれにおいても、独立性を損なうような事情はなく、同氏は当社経営陣から著しいコントロールを受けたり、反対に当社経営陣に著しいコントロールを及ぼしうる方ではありません。したがって、当社としては、同氏は当社経営陣に対して独立性を有しており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定致しました。
7		
8		
9		
10		大串淳子氏は、当社との間で親子・兄弟会社関係、取引関係、親族関係等独立性を判断する主要な要素のいずれにおいても、独立性を損なうような事情はなく、同氏は当社経営陣から著しいコントロールを受けたり、反対に当社経営陣に著しいコントロールを及ぼしうる方ではありません。したがって、当社としては、同氏は当社経営陣に対して独立性を有しており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定致しました。

4. 補足説明

＜社外取締役の独立性判断基準＞

当該社外取締役が次のいずれにも該当することなく、当社の経営陣から独立した中立の存在であること。

- 1 当社主要株主※1の業務執行者
- 2 当社の主要取引先※2若しくは当社を主要取引先とする会社又はそれらの親会社若しくは子会社の業務執行者
- 3 当社の主要な借入先※3又はそれらの親会社若しくは子会社の業務執行者
- 4 当社の法定監査を行う監査法人に所属する者
- 5 当社から、役員報酬以外に多額※4の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家、弁護士等の法律専門家（当該財産を得ているのが、法人・組合等の団体である場合は当該団体に所属している者）
- 6 当社の役員相互就任先の業務執行者
- 7 当社から多額※4の寄付又は助成を受けている団体の業務執行者
- 8 過去3年以内で、1～7のいずれかに該当していた者
- 9 現在、近親者(2親等以内)が1～7のいずれかに該当する者
- 10 社外取締役としての在任期間が通算8年間を超える者
- 11 その他の事情を実質的または総合的に勘案して、当社との関係性が強いと見られる可能性がある者

※1 主要株主 : 10%以上の議決権を有する者。

※2 主要取引先 : 当社の取引先であってその年間取引金額が直近事業年度の当社の連結売上高又は相手方の直近事業年度の連結売上高の2%を超える取引先。

※3 主要な借入先 : 当社が借入を行っている金融機関であって、その借入額が直近事業年度末の連結総資産の2%を超える借入先。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。